保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設の 利用申込をされる保護者様

江津市子育て支援課保育係

個人番号(マイナンバー)申告書の提出について(依頼)

平素より、当市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。 平成28年1月の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 の施行により、個人番号の提供を求める必要及び、市が個人番号の提供を受ける際には、本人確 認を行うことが義務付けられています。

つきましては、別紙申告書の表面に必要事項を記入、裏面に各書類の写しを添付して提出してください。(当該児童につき1部必要なので、きょうだいの場合はそれぞれ必要となります。)

なお、申告書につきましては一度提出していただきますと、原則、翌年以降は提出を求めない ことを申し添えます。

1. 利用目的

・保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設の利用料等決定事務

2. 提出方法

・申込みに必要な書類(入所申込みのてびきをご覧ください)とともに、個人番号(マイナンバー)申告書を専用封筒に入れて、江津市役所または桜江支所、各保育施設、子育てサポートセンターに提出してください。

お問い合わせ先

〒695-8501 江津市江津町 1525 番地 江津市役所 子育て支援課 保育係

電話:0855-52-7933 (直通)

給付認定申請書兼保育施設等利用申込にかかる個人番号(マイナンバー)申告書

私は、施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請(保育施設等入所申込)・変更にあたり、個人番号確認書類及び身元確認書類を提示して個人番号を申告します。

また、私以外の世帯員については、個人番号及び特定個人情報の取扱い事務について、私が個人番号関係事務実施者として番号確認及び身元確認を行ったうえで、個人番号を申告します。必要に応じて、江津市が個人番号を閲覧することに同意します。

保護者署名欄 :

個人番号記入欄

続柄	氏 名	生年月日	個人番号 (マイナンバー)
児童(本人)		H • R	
保護者(父)		s · н	
保護者 (母)		S • H	

〔児童と同居の祖父母等(世帯分離も含む)がいる場合は、祖父母等についても記入してください。〕

続柄	氏 名	生年月日	個人番号 (マイナンバー)
祖父		S	
祖母		S	
	_		

※ 提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による施設型給付費・ 地域型保育給付費等に係る給付に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲 で取り扱います。

(裏面に必要な添付書類をつけて封入し提出してください。)

申請する保護者のものを添付してください。

氏名

【個人番号提供にかかる本人確認について】

(1)番号確認書類
*この枠内に、マイナンバーカード等の写しを貼り付けてください。
※マイナンバーカードは裏面(番号の記載のある面)を添付
(2) 本人確認書類
※この枠内に、運転免許証等の写しを貼り付けてください。
L

(表面の記入内容を今一度ご確認のうえ、封入し提出をしてください。)

※有効期限内の書類を貼り付けてください。

本人確認に必要な書類

(1) 番号確認書類

次の書類のうち、いずれか1つの書類の写し

□個人番号カード(裏面)	
□通知カード※	
□個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	

※通知カードに記載されている氏名・住所等が現在のものと異なる場合は確認書類として使用できませんのでご注意ください。また、令和2年5月25日以降、氏名・住所等変更された方は、個人番号カードまたは個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書を添付してください。

(2) 本人確認書類① 次の書類のうち、いずれか1つの写し
□個人番号カード(表面) □運転免許証 □運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。) □旅行券(パスポート) □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □療育手帳 □在留カード □特別永住者証明書
(個人識別事項の記載があるもので、提示時において有効なものに限る。) □写真付き学生証 □写真付き身分証明書 □写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、 宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許 証、認定電気工事従者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、 航空従業者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免 許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証))等
(提示時において有効なものに限る。) □税理士証票 □戦傷病者手帳

② ①の書類の提出が困難な場合は、次の書類のうち、2つ以上の書類の写し
□国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証 □健康保険日雇特例被保険者手帳 □国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証 □私立学校教職員共済制度の加入者証 □国民年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書
(個人識別事項の記載があるもので、提示時において有効なものに限る。) □学生証(写真なし) □対分証明書(写真なし) □社員証(写真なし) □資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)
(領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもので、提示時に おいて領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。) □国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 □納税証明書
(個人識別事項の記載があるもので、提示時において有効なもの又は発行若しくは 発給された日から六か月以内のものに限る。) □印鑑登録証明書 □戸籍の附票の写し (謄本若しくは抄本も可) □住民票の写し □住民票記載事項証明書 □母子健康手帳
(個人識別事項の記載があるもの) □源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) □支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) □特定口座年間取引報告書